

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社では「ガラス張りの経営に徹する。全員参画の経営に徹する。成果配分の経営に徹する。」という経営基本姿勢の基に、事業のさらなる成長を実現し、企業価値の向上を目指しております。

この企業価値を維持増大するために、お客様とのつながりを深め、お客様の共感を呼び、お客様が支持する存在であり続けることを、経営上の最も重要な課題と位置付けております。

当社は会社の機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図る体制としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4. 株主総会における議決権の電子行使や招集通知の英訳化】

現在は、当社の外国人株主比率を勘案した上で、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳は実施しておりません。今後の外国人株主比率の動向を注視しながら、実施を検討してまいります。

【補充原則2-5-1. 内部通報に係る体制整備】

当社では内部通報に係る窓口は内部監査室に設置しており、監査等委員会との連携を速やかに行うことを社内規程としております。今のところ制度としては機能しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は政策保有株式を保有しておりますが、これは中長期的な企業価値向上に向け、当社にとって有益かどうかの視点で判断しております。これらの政策保有株式の保有の妥当性に関しましては、毎年取締役会で議論し、見直しを図っております。

政策保有株式に係る議決権の行使基準につきましては、極端に業績が悪化し評価額及びリターンの悪化が見られる銘柄や、当社の利益が害される可能性のある議案については、まずは対話から始め、慎重に賛否の判断をいたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は取締役会規程において、取締役と会社との間の取引について承認を要する条項を設けております。主要株主等との取引内容については取締役会が把握・承認を行い、会社及び株主共同の利益が害されることを防止しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1)当社は、当社における普遍的な価値観を全従業員で共有するための「社是」、社是の精神を中長期的に事業活動に生かしていくための「経営基本姿勢」、及びその遵守を通し「社是」「経営基本姿勢」を実現し、グループ会社の発展とグループ役員・職員の成長を目指すための「マックスグループ社員行動規範」を定め、ホームページ及び各種外部媒体へ順次公表しております。また事業活動をより具体的に進めていくための指針として、年度ごとに「経営方針」を定めて公表しております。

(2)当社では「経営基本姿勢」を基に、事業のさらなる成長を実現し、企業価値の向上を目指しております。この企業価値を維持増大するために、お客様とのつながりを深め、お客様の共感を呼び、お客様が支持する存在であり続けることを経営方針としております。コーポレートガバナンスについて、当社は平成28年6月の第85回株主総会をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、経営の監督機能の一層の強化、安定した企業運営の確保、意思決定の迅速化、持続的な成長及び社外役員の適正な構成を図り、企業価値の最大化の実現を目指しております。

(3)役員報酬については平成28年6月の第85回定時株主総会で決議された報酬限度額内において、役員としての役割・責任に基づき役員の職位ごとに設定する方針としております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会の決議により決定しており、役員報酬は月額報酬、役員賞与及び役員持株会積立の3つの要素から成り立っております。また監査等委員である取締役については、月額報酬限度額内において、具体的金額、支給の時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によるものとしております。

(4)取締役(監査等委員を除く。)候補者の指名については、業績等の評価に基づき社長が指名案を立案し、その理由を明示して取締役会に諮り、取締役会で決議しております。また、監査等委員である取締役候補者の指名については、社長が指名案を立案し、その理由を監査等委員会に明示し監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会に諮り決議しております。

(5)取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び、監査等委員である取締役の選任理由を株主総会招集通知等に開示しております。

【補充原則4-1-1. 経営陣に対する取締役会の委任範囲】

取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画、子会社の設立・出資など、取締役会規程に定めた経営に関わる重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関と位置付けております。

業務執行機関として経営会議等の会議を設け、経営陣による重要課題の審議の充実をはかっております。また、コーポレートガバナンス委員会など組織横断的な各種会議を設け、重要課題に対して経営陣が様々な観点からの検討・モニタリングを行い、適正な意思決定に努めております。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任する事ができる旨を定款に定めております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は第85回定時株主総会において、独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では独立社外取締役の選任基準を「社外役員の独立性に関する基準」に定め、公表しております。

【補充原則4-11-1. 取締役会全体のバランス】

当社は少数の取締役による取締役会における活発な議論や意見交換が行われることが適切と考えており、取締役会全体の知識・経験・能力のバランスにも配慮しながら、当社の経営全体を見渡せる人材を、年齢・性別等にかかわらず能力に応じて取締役に登用するとの方針を採用しております。また社外取締役については、これらの要素に加え、内規で設けた「社外役員の独立性に関する基準」に照らして指名しております。取締役候補者の指名は、社外取締役も出席する取締役会において、理由を明示して決定することとしております。

【補充原則4-11-2. 取締役・監査役の他上場会社役員兼任状況】

当社の取締役が他の上場会社の役員を兼任している数は少なく、兼任している場合は毎年兼任状況を開示書類等においてもれなく開示しております。

【補充原則4-11-3. 取締役会の実効性評価】

当社では、年に一回程度、取締役会の中で 1. 取締役会の議論は十分なされているか 2. 取締役会の監督機能は発揮されているか、などについて自己診断する場を設けております。その結果、取締役会においては活発な議論や意見交換が行われた上で結論付けられており、取締役会としての機能を果たしていると考えております。

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役に対するトレーニングの方針を、「経営者として習熟しておくべき法的知識の理解促進を図る。そのために弁護士等によるレクチャーを受ける場を定期的に設ける。」と定め、実行しております。加えてコーポレートガバナンス委員会にて、世の中の事例研究を通し、取締役への法的・倫理的理解促進も図っております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

- (1) 株主との建設的な対話を統括するためにIR担当役員を選定しております。
- (2) IR担当役員の下にIR担当部署を設置し、経営企画・総務・経理部門等と十分事前連携し、経営・財務状況を公平かつタイムリーに開示しております。
- (3) 本決算および第2四半期決算発表後は、代表取締役およびIR担当役員が出席して決算説明会を、第1・3四半期は電話会議形式の決算説明会をIR担当役員が出席して開催しております。また株主から対話の要望がある時は積極的に対応しております。
- (4) 上記の説明会や対話を通して得られた株主・投資家等の意見や要望は、IR部門がその内容を判断し、必要に応じて経営幹部に報告しております。
- (5) 対話に際しては、インサイダー情報の管理を社内規程に則り十分留意しながら実施し、決算情報については発表前の一定期間をサイレント期間として株主・投資家との対話を制限しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
--	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
第一生命保険株式会社	4,284,735	8.66
マックス共栄会第一持株会	3,795,475	7.67
日本生命保険相互会社	3,762,774	7.60
マックス共栄会第二持株会	3,029,156	6.12
株式会社みずほ銀行	2,344,816	4.74
株式会社群馬銀行	2,114,765	4.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,624,000	3.28
明治安田生命保険相互会社	1,588,000	3.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,235,000	2.49
マックス従業員持株会	1,163,184	2.35

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
畠山 正誠	弁護士													
平田 稔	公認会計士								△					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畠山 正誠	○	○	弁護士、日本ケミファ株式会社社外取締役	当社において社外監査役、平成28年6月からは監査等委員である取締役を務め、経営全般に亘る豊富な経験を持ち、弁護士として専門的な見識を有しております。 また、当社と顧問契約のない法律専門家であって、当社「社外役員の独立性に関する基準」に適合しており、一般株主と利益相反の生ずる可能性がないと判断し、独立役員として適任と考えます。

平田 稔	○	○	公認会計士、関東いすゞ自動車株式会社 社外監査役	当社において社外取締役、平成28年6月からは監査等委員である取締役を務め、直接会社経営に関与していただくとともに、公認会計士として培われた知見や豊富な経験等を有しております。 また、当社「社外役員の独立性に関する基準」に適合しており、一般株主と利益相反の生ずる可能性がないと判断し、独立役員として適任と考えます。
------	---	---	-----------------------------	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

監査等委員会が選定する監査等委員は、社内での重要な会議に出席するなど、監査等委員会において直接、会社の公正性・適法性が確認できているため、監査等委員会の職務を補助する取締役及び従業員の恒久的な設置は求めておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、必要に応じてマックスグループの取締役及び従業員に対して業務の執行状況について報告を求められることができるとともに、取締役及び会計監査人と意見交換等を行えるようにしております。
監査等委員は、社内での重要な会議に出席するなど、会社の業務執行の公正性・適法性を自ら確認して、取締役会で積極的に発言し、経営陣にも適時意見を述べています。また、内部監査部門が、監査等委員会と連携しその職務を補助する体制としております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員の独立性を客観的に判断するために、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、以下のとおり「社外役員の独立性に関する基準」を定めております。

社外役員の独立性に関する基準

当社は、当社の社外取締役及び社外取締役候補者が、次の各項目の要件を全て満たすと判断される場合に、当該社外取締役及び社外取締役候補者が当社からの独立性を有しているものと判断する。

- 現在又は就任前10年間に於いて、当社又は当社の子会社(以下「マックスグループ」という。)の業務執行取締役(注1)又は使用人となつたことがないこと。また、その就任前10年間のいずれかの時に於いてマックスグループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことがある者に於いては、それらの役職への就任前10年間に於いて、マックスグループの業務執行取締役又は使用人となつたことがないこと。
- 現在又は就任前5年間に於いて、当社大株主(注2)又はその親会社若しくは重要な子会社(注3)の業務執行取締役、執行役又は重要な使用人(注4)及び監査役、会計参与又はマックスグループが大株主となっている者の業務執行取締役、執行役又は重要な使用人及び監査役、監査等委員である取締役、会計参与となつたことがないこと。
- 現在又は就任前3事業年度に於いて、マックスグループの主要な取引先企業(注5)又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行取締役、執行役又は重要な使用人及び監査役、監査等委員である取締役、会計参与となつたことがないこと。
- マックスグループから就任前3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けた団体(法人、組合等)に所属した者でないこと。
- マックスグループから取締役・監査役を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は重要な使用人でないこと。
- 現在又は就任前3年間に於いて、マックスグループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その

他の大口債権者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行取締役、執行役又は重要な使用人及び監査役、会計参与となつたことがないこと。

7. 現在又は就任前3年間に於いて、マックスグループの会計監査人である公認会計士(若しくは税理士)となつたことがないこと。また、弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントであつて、マックスグループから取締役・監査役報酬以外に、就任前3年間の平均で年間1,000万円以上の報酬を受領する者となつたことがないこと。

8. 現在又は就任前3年間に於いて、マックスグループの会計監査人である監査法人(若しくは税理士法人)に所属する者となつたことがないこと。また、法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム等の団体(法人、組合等)であつて、マックスグループを主要な取引先とする団体に所属する者となつたことがないこと。

9. マックスグループの取締役若しくは重要な使用人の配偶者、二親等以内の親族又は同居の親族でないこと。

注1 会社法363条1項各号所掲の取締役及び当該会社の業務を執行したその他の取締役をいう。

注2 「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を保有している者をいう。

注3 「重要な子会社」とは、当該会社の最近事業年度に係る事業報告、又はその他の公表する資料において、重要な子会社として記載されている子会社をいう。

注4 「重要な使用人」とは、部長以上の使用人をいう。

注5 「主要な取引先企業」とは、マックスグループとの取引において、支払額又は受領額が、マックスグループ又は取引先の連結売上高等の相当部分を占めている企業や、事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている企業をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

経営基本姿勢に定める「成果配分の経営に徹する。」に基づいて、営業利益の増減に連動した賞与制度を採用しています。取締役報酬の一部を役員持株会の供出に充当しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成29年3月期における役員報酬等については、事業報告において開示しており、当社ホームページに掲載しております。

http://www.max-ltd.co.jp/topic_file/ir_20170531.pdf

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬

平成28年6月の第85回定時株主総会で決議された報酬限度額内において、役員としての役割・責任に基づき役員の職位ごとに設定するとの方針の下、取締役会の決議により決定しております。

役員報酬は月額報酬、役員賞与及び役員持株会積立の3つの要素から成り立っております。

監査等委員である取締役の報酬

平成28年6月の第85回定時株主総会で決議された報酬限度額内において、役員としての役割・責任に基づき、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

役員報酬は月額報酬のみ支給しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催にあたっては、資料の事前配付とともに、重要な案件については事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下の通りです。

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名と監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しています。法令または定款で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画、子会社の設立・出資など、取締役会規程に定めた経営に関わる重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関と位置づけております。

監査等委員会は、毎月1回開催することとし、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成や会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選解任又は辞任並びに報酬についての監査等委員会の意見の決定など法令及び定款に定められた職務を遂行しています。

業務執行機関として経営会議等の会議を設け、経営陣による重要課題の審議の充実をはかっております。また、コーポレートガバナンス委員会は内部統制システムの運営・整備状況やリスク管理状況をモニタリングし、その内容は取締役会に報告される体制をとっています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成28年6月の第85回定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。社外取締役が過半数を構成する監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実により透明性の高い経営の実現を図ってまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間以上前に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、第2四半期決算発表時に、代表取締役社長が説明をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算補足説明資料、株主還元方針、株主通信等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部IR・広報セクション	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営基本姿勢の一つとして「成果配分の経営に徹する。」を掲げ、従業員については業績に連動した成果配分賞与を採用しています。 配当政策については、平成3年から具体的な数値基準を開示しており、平成18年3月期からは、「連結決算を基準に、配当性向40%を下限とし、純資産配当率2.5%を目標」としています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営基本姿勢の一つとして「ガラス張りの経営に徹する。」を掲げ、従業員に対しては月次経理報告書の開示、また、従業員・外注取引先には、四半期決算の都度、経営の状況について広く情報の開示を徹底しています。株主に対しては、当社ホームページを通じて、情報の開示を徹底しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制システム構築の基本方針を以下の通り決定しております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合すること、及び会社の業務並びに企業集団の業務の適正を確保するための体制

マックスグループの取締役及び従業員が法令や社内規程に従い、かつ高い倫理観をもって良識ある行動をとれるように「マックスグループ社員行動規範」を定めて遵守を求めています。また、内部監査規程に基づいて、内部監査部門が定期的に監査を行っています。

あわせて、内部通報窓口(マックスヘルプライン)を設置し、不適切な行為を把握する体制をとっております。

反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応し、取引先と覚書を締結するなど、反社会的勢力との関係を遮断する体制としております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会事務局において、株主総会・取締役会・その他取締役が主催する重要な会議の議事録を作成し、随時、取締役の閲覧に供しています。これらの書類は、文書保存年限規程に基づき、適切に保存・管理しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「経営関連会議規程」を定め、定期的開催される「コーポレートガバナンス委員会」を設置し、全社のリスクを抽出、把握、対応する体制を取っております。また内部監査部門が、監査の中で各部門の個別リスク管理状況の把握を行い、定期的にコーポレートガバナンス委員会に報告し、コーポレートガバナンス委員会でのリスク管理状況は取締役会に報告され、各部門のリスク管理についての改善・進捗が全社的に図られる体制を取っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社是、経営基本姿勢に基づいた経営方針を作成し、その経営方針に基づいた中期経営計画、中期経営計画をより具体的な形とした年度事業計画を取締役会の承認を得て定め、各部門がそれに基づいて業務遂行しております。

また、取締役会のほか、社内的重要会議として定期的に経営会議、事業会議、事業戦略会議を開催し、意思決定の迅速化及び職務執行の効率化のための全社的な情報の共有化を図っております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(5)-イ) 当社の子会社の取締役等の職務に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める「関係会社経営に関する基本方針」において、子会社の業績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けております。その報告を基に各子会社を所管する部門が各々の子会社の状況を把握し、事業会議、取締役会において子会社の業績、財務状況の報告を定期的に行っております。

(5)-ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理を担当する機関として、コーポレートガバナンス委員会を設置し、子会社を含めたグループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を審議する体制としております。

内部監査部門が子会社監査の中で、各子会社の個別リスク管理状況の把握を行い、定期的にコーポレートガバナンス委員会、取締役会に報告し、各子会社のリスク管理についての改善進捗を全社的に図られる体制としております。

(5)-ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、その中期経営計画を具体化するために、毎事業年度ごとのグループ全体の短期事業計画を定め、各部門がそれに基づいて業務遂行しております。

また、各子会社を所管する部門と子会社の間で定期的に会議を行い、情報の共有化及び職務執行の効率性を確保する体制としております。

(5)-ニ) 当社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

マックスグループの取締役及び従業員が法令や社内規程に従い、かつ高い倫理観をもって良識ある行動をとれるように「マックスグループ社員行動規範」を定めて遵守を求めています。また、内部監査規程に基づいて、内部監査部門が定期的に監査を実施しております。あわせて、内部通報窓口(マックスヘルプライン)を設置し、不適切な行為を把握する体制をとっております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項及びその取締役および使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性と監査等委員会からの指示の実効性の確保について

監査等委員会が選定する監査等委員は、社内的重要な会議に出席するなど、監査等委員会において直接、会社の公正性・適法性が確認できているため、監査等委員会の職務を補助する取締役および従業員の恒久的な設置は求めておりません。監査等委員会が補助する取締役および使用人の設置を求めた場合には、監査等委員会の求めに応じて適切な人員を配置することとしています。また、内部監査部門が、監査等委員会と連携しその職務を補助する体制としております。

(7) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)等並びに当社子会社の取締役等が当社の監査等委員会に報告をするための体制

(7)-イ) 当社の取締役等が監査等委員会に報告をするための体制

監査等委員会が選定する監査等委員は、事業会議、事業戦略会議等社内的重要な会議に出席し、業務執行状況、意思決定プロセスに関して把握しております。

内部監査部門は監査結果の報告を始めとして、内部監査から得られた情報について、監査等委員会と緊密な連携を行っております。

(7)-ロ) 当社の子会社の取締役等が会社関係者より報告を受けた事項を当社の監査等委員会に報告をするための体制

内部監査部門が定期的に子会社監査を実施し、その結果得られた情報を監査等委員会に報告しております。

また内部通報制度において、通報状況については内部監査部門を通じて監査等委員会に報告される体制を取っております。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由とする不利益の扱いを禁止するとともに、内部通報規程において、公益目的で報告、または相談をした場合、報告をした者が当該報告をしたことでの不利益な取り扱いの禁止を定めております。

(9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針

監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、速やかに当該費用を支払うこととしております。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、必要に応じてマックスグループの取締役及び従業員に対して業務の執行状況について報告を求めることができるとともに、取締役及び会計監査人と意見交換等を行えるようにしております。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法等が定める財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る内部統制の体制を整備し、維持・向上を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応し、取引関係を含め一切の関係を持たないこととし、「マックスグループ社員行動規範」を定め、役員及び従業員へ徹底しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成29年6月29日開催の第86回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の継続を以下の通り決定しております。

（1）当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場企業である以上、当社株式の売買は、株主・投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるか否かの判断は、最終的には、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。

当社が今後も持続的に企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への深い理解に基づいた経営がなされることが不可欠と考えております。大規模買付者により当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不十分なまま当社の経営がなされるに至った場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

（2）本プランの概要

本プランは、大規模買付行為が行われる場合には、上記（1）に記載した会社支配に関する基本方針に照らし、大規模買付ルール（a. 大規模買付者から事前に、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報が提供され、それに基づき、b. 当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、c. かかる期間が経過した後大規模買付行為が開始される）に従っていただくこととし、これを遵守しなかった場合及びした場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の平成29年5月12日開示資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」をご覧ください。

http://www.max-ltd.co.jp/topic_file/ir_20170512_02.pdf

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社グループは、重要事実の把握・管理について「企業内部情報管理規定」を定め、投資者の判断に重要な影響を与える事実の把握及び適時・適切な開示の徹底を図っております。

コーポレートガバナンス模式図

